

# 平成28年度岡山市任期付職員（ESD関係） 採用試験受験案内



平成28年12月19日

岡山市（総務局人事課）

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

TEL (086)803-1086, 1090（人事課直通）

**申込受付期間** 平成28年12月19日（月曜）～平成29年1月10日（火曜）（当日消印有効）

岡山市任期付職員を次のとおり募集します。

## 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容等

区分	採用予定人員	職務内容	予定任期
ESD関係	1人	岡山地域におけるESD（持続発展教育）活動の推進及び国内外の地域とのESDに係る交流・連携に関する業務	3年※

※ 任期については、3年を予定しており、更新はありません。

## 2 受験資格

区分	資格・経験等
ESD関係	学校教育法による大学を卒業した人で、自ら英語を使って外国機関・企業などと交渉した経験が継続して3年以上ある人

（注1）最終合格発表後、資格及び実務経験期間等の確認のため、証明書類を提出していただきます。受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

※ 次のいずれかに該当する外国籍の人も応募できます。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

上記にかかわらず、次に該当する人は、応募できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人

- ・成年被後見人又は被保佐人（\*）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・岡山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

など

\* 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者（準禁治産者）を含む。

## 3 採用予定時期

平成29年4月1日以降の採用を予定しています。

## 4 選考方法

区分	選考方法	合格発表	備考
第1次選考	書類審査	平成29年1月中旬	合否にかかわらず通知します。
第2次選考	面接試験	平成29年1月下旬	第1次選考合格者に日時等を通知します。 また、最終合格者発表は合否にかかわらず通知します。

## 5 応募方法

### (1) 申込書の請求

申込書の様式（岡山市人事課のホームページ上のPDFファイル）をプリントアウト（A4サイズ：210×297mm）するか、岡山市総務局人事課（市役所本庁舎4階）などでお渡しします。

郵送で請求する場合は、封筒のおもてに「**任期付職員申込書請求（ESD関係）**」と朱書し、**120円切手をはった郵便番号、あて先明記の返信用大封筒（角2の大きさ）**を同封して、人事課あてに請求してください。

### (2) 応募方法及び申込先

**応募は郵便にてお願いします。**封筒のおもてに「**任期付職員（ESD関係）申込**」と朱書して、申込期間内に次の書類を同封のうえ、下記の申し込み先に**郵送**してください（持参、電子メール不可）。

**ア 岡山市任期付職員申込書**（必要事項を記入（**自書**）し、**署名押印**してください。職歴欄，資格・免許欄に書ききれない場合は、別途A4サイズの用紙に記入し、添付してください。）

#### イ 小論文

**テーマ「岡山市におけるESDに係る業務に私のキャリアをどう役立てるか」**

1600字以内（市販の400字詰め原稿用紙使用、必ず**自書**すること。ワープロ等不可。）

#### 申込先

〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市総務局人事課

TEL (086) 803-1086, 1090（人事課直通）

### (3) 受付期間

**平成28年12月19日(月曜)～平成29年1月10日(火曜)まで(当日消印有効)**

## 6 給 与

経験等を考慮して給料を決定します。給料のほか、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

## 7 その他

応募資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格（採用）を取り消すことがあります。

○ 外国籍の方の任用にあたっては、公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、次の「任用できない業務等」以外の業務に就くことになります。

#### 【任用できない業務等】

- ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務
- ・公の意思の形成に参画する職